



発行 東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)…二
- 令和三年度種苗生産事業者講習会の開催……………(産業労働局農林水産部森林課)…三
- 保安林の指定予定(二件)……………(同)…四
- 保安林の指定……………(同)…五

公告

- 特定非営利活動法人の認定……………(生活文化局都民生活部管理法人課)…五
- 特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新……………(同)…五
- 東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催……………(環境局総務部環境政策課)…五

告示

●東京都告示第三十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお

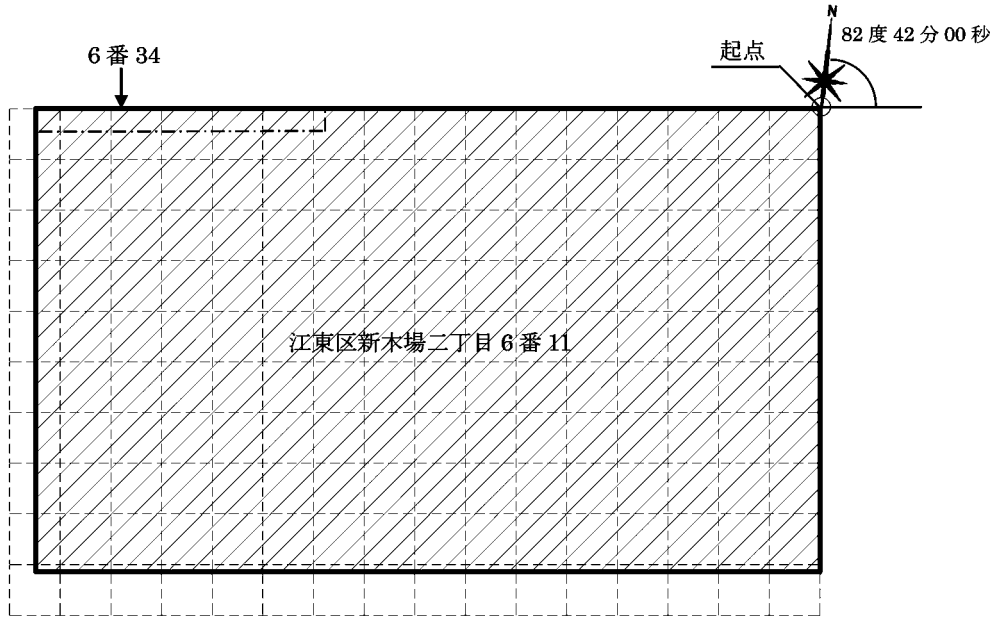
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年一月十八日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区新木場二丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

別図



- 凡例**
- : 敷地境界
 - - - : 筆境界
 - ⋯⋯ : 単位区画
 - ▨ : 形質変更時要届出区域
(規則第58条第5項第12号に該当する区域)

起点
 起点は、江東区新木場二丁目6番11の最北端とする。

格子の回転角度：82度42分00秒
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第三十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和三年東京都告示第千五百五十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

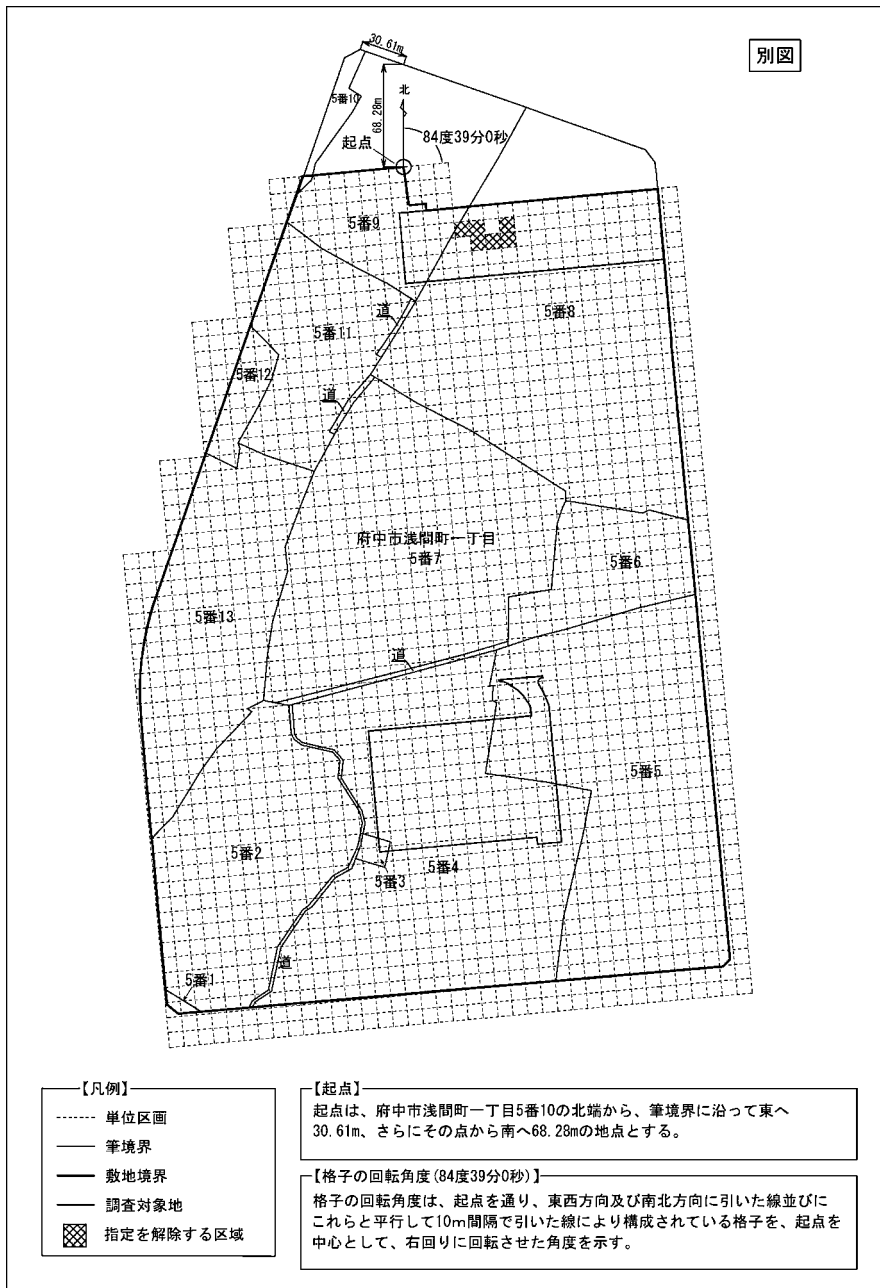
令和四年一月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（府中市浅間町一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



●東京都告示第三十二号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十一条第一項の規定により、令和三年度種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

令和四年一月十八日

東京都知事 小池 百合子

一 講習会開催の日時及び場所

開催期日	開始時間	開催場所
令和四年三月一日(火曜日)	午前九時	立川市富士見町三丁目八番
		公益財団法人 東京都農林水産振興財団 一号
		川庁舎

二 講習の科目及び時間

- (一) 種苗に関する法令 二時間
- (二) 種苗の産地及び系統に関する事項 二時間
- (三) 種苗の生産技術に関する事項 二時間

三 受講対象者

原則として、配布の目的をもって、林業用に供される樹木(すぎ、ひのき、あかまつ、くろまつ、からまつ、えぞまつ及びとまつの七樹種)の種子、穂木、茎、根又は苗木(幼苗を含む。)を採取し、又は育成する事業を行うおとする者又は当該事業に従事しようとする者とする。

四 受講申込手続

受講希望者は、令和四年一月十七日(月曜日)から同月二十八日(金曜日)までに受講申込書に所定事項を記入捺印し、東京都産業労働局農林水産部森林課又は東京

都森林事務所森林産業課に提出すること。

五 講習手数料

一万四千元

六 その他

(一) 詳細については、東京都産業労働局農林水産部森林課森林産業担当(〇三―五三二〇―四八五五)へ問い合わせること。

(二) この講習会を受け所定の課程を修了した者に対しては、講習修了証明書を交付する。

なお、この講習修了証明書がないと生産事業者の登録が受けられない。

●東京都告示第三十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十条の規定により告示する。

令和四年一月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林予定森林の所在場所

八王子市上恩方町六三番、五〇五番イ及び同番ロ

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種の次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第三十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十条の規定により告示する。

令和四年一月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林予定森林の所在場所

あきる野市養沢字上養沢八六九番、八七一―番、八七二番、字峯通一六〇八番イ三、同番イ四及び同番ロ

二 指定の目的

水源の涵養かんよう

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及びあきる野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第三十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定であるので告示する。

令和四年一月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林予定森林の所在場所

あきる野市養沢字奥養沢一五八一番ロ、一五八二番ロ、一五八七番イ二、同番イ三、同番ロ、同番ハ、一五八八番、一五八七番イ五・同番イ九(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種の次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面

及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及びあきる野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第三十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和四年一月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林の所在場所

三宅島三宅村伊ヶ谷三三四番一(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び三宅村役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、

同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

令和四年一月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人地球の友と歩む会

二 代表者の氏名

横山 計三

三 主たる事務所の所在地

千代田区富士見二丁目二番二号

四 認定の有効期間

令和三年十二月十三日から令和八年十二月十二日まで

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十一条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、

同法第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

令和四年一月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人平尾昌晃ブランドハーモニー基

金

二 代表者の氏名

服部 真之介

三 主たる事務所の所在地

中央区築地六丁目一番十号 築地USビル

四 更新された認定の有効期間

令和三年二月十五日から令和八年二月十四日まで

一 名称

特定非営利活動法人中国帰国者・日中友好の会

二 代表者の氏名

池田 澄江

三 主たる事務所の所在地

台東区台東三丁目三十五番七号 ベガサスミシンビル

一階

四 更新された認定の有効期間

令和三年八月十七日から令和八年八月十六日まで

東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十六条第一項の規定に基づき、羽田空港アクセス線(仮称)整備事業に係る環境影響評価書案及び見解

書の内容について都民の意見を聴くため、次のとおり都民の意見を聴く会を開催する。

令和四年一月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一日時

令和四年二月十七日(木曜日)午後一時三十分開始
二 場所

港区立芝浦港南区民センター区民ホール

港区芝浦四丁目十三番一号 トリニティー芝浦一階

三 公述申出の方法等

都民の意見を聴く会において公述しようとする者は、次のことを記載した公述申出書を令和四年二月一日(火曜日)までに公述申出先へ持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

- (一) 氏名(振り仮名を付すこと。)及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地並びに都民の意見を聴く会において意見を述べようとする者の氏名(振り仮名を付すこと。)、住所及び役職名)並びに連絡先(自宅又は勤務先等)の電話番号
- (二) 対象事業の名称
- (三) 公述しようとする意見の要旨(八百字以内)
- 四 公述申出先

(一) 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当

郵便番号一六三〇〇〇一 新宿区西新宿二丁目八

番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

(二) 電子メール

送付先、件名等は、東京都環境局ホームページに掲載する。

ホームページアドレス

<https://www.kankyometro.tokyo.lg.jp/assessment>

/reading_guide/index.html

五 公述人の選定

(一) 公述人の数は、二十五人程度とする。

(二) 公述しようとする者が多数あつた場合には、抽せんにより公述人を選定する。

(三) 公述人を選定したときは、申出人に通知する。

六 公述の範囲及び公述時間

(一) 公述人は、環境影響評価書案及び見解書の内容について、環境の保全の見地からの意見を述べるものとする。

(二) 一人当たりの公述時間は十五分以内とする。

七 傍聴の方法

傍聴を希望する者は、傍聴券の交付を受け、これを携帯して会場へ入場すること。

なお、傍聴券は、都民の意見を聴く会の当日、午後一時から会場入口において先着順に交付する。

八 注意事項

公述の申出がない場合、都民の意見を聴く会は開催しない。

九 都民の意見を聴く会に関する問合せ先

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当
電話番号〇三(五三八八)三四〇九(直通)

発行
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

